

# 公認心理師カリキュラム等について (検討に当たってのたたき台 その2)

## (論点)

### 3. 公認心理師法第7条第2号の実務経験について

#### 3-1 実務を経験する施設について

- (1) 実務を経験する施設の種類の種類等についてどのように考えるか。
- (2) 複数の分野の施設で実務を経験すべきかどうかという点についてどのように考えるか。

#### 3-2 実務を経験する期間について

- (1) 具体的に期間をどのように規定するか。
- (2) 期間の換算方法についてどのように規定するか。

### 4. いわゆる現任者の範囲について

### 5. 国家試験について

#### 5-1 国家試験の出題範囲について

- (1) 出題範囲として試験科目を定めることについてどのように考えるか。

#### 5-2 国家試験の出題方法、分量及び実施時間(日程)について

- (1) 試験の出題方法についてどのように考えるか。
- (2) 試験の分量及び実施時間についてどのように考えるか。

#### 5-3 国家試験の合格基準について

- (1) 国家試験の合格基準についてどのように考えるか。

### 6. その他

## 3-1 実務を経験する施設について①

### (1) 実務を経験する施設の種類等についてどのように考えるか。

#### (現状)

- 公認心理師法第7条第2号では、大学卒業後「文部科学省令・厚生労働省令で定める施設において文部科学省令・厚生労働省令で定める期間以上第二条第一号から第三号までに掲げる行為の業務に従事したもの」に該当することが受験の条件となっており、省令において定められた施設で業務に従事することが受験資格の取得に必要となる。
- 公認心理師法附則第3条及び附帯決議において、大学卒業後一定期間の実務経験を経た者が、法第7条第1号に規定されている大学院課程修了者と同等以上の知識及び技能を持つことになるよう配慮することとなっている。
- 他の国家資格(名称独占資格)の例として、精神保健福祉士及び管理栄養士の実務経験についての規定を参考資料5に記載した。

#### (検討に当たってのたたき台)

- 実務を経験する施設については、法第7条第1号に定めるものと同様以上の知識及び技能を持つことになるよう、大学院において実習を実施する施設を参考として、その設備や人員配置等が、一定程度整備された施設となるように検討してはどうか。

3

## 3-1 実務を経験する施設について②

### (2) 複数の分野の施設で実務を経験すべきかどうかという点についてどのように考えるか。

#### (検討に当たってのたたき台)

- 基本的には、大学院での実習の内容や実施施設等を参考にしつつ、以下の点を踏まえ、実務経験を実施する施設について検討する必要があるのではないかと考える。
  - ・ 大学院において、複数の分野の施設での実習を課す場合、第7条第2号に規定する施設も、複数経験することが望ましい。
  - ・ 一方で、実務経験を行う者は勤務先との労働契約を結んでいることから、別の施設において継続した実務を行うことが現実的に可能であるか。
  - ・ 各施設において、主たる勤務先以外の施設として実務経験を行う者の受入が可能であるか。
- なお、法律上、受験資格の取得には第7条の第1号から第3号までの要件が規定されており、いずれの要件についても実現可能性を考慮する必要があるのではないかと考える。

4

## 3-2 実務を経験する期間について①

### (1) 具体的に期間をどのように規定するか。

#### (現状)

- 公認心理師法第7条第2号では、大学卒業後「文部科学省令・厚生労働省令で定める施設において文部科学省令・厚生労働省令で定める期間以上第二条第一号から第三号までに掲げる行為の業務に従事したもの」に該当することが受験資格の要件となっており、当該期間についての考え方を整理する必要がある。
- 法律上、省令において総時間数までは決める必要はない。

#### (これまでの検討会及びワーキングチームにおける主な意見)

- 当該期間については、「2年」とする意見と「5年」とする意見があった。

##### 「2年」とする主な理由

医療機関の経験則として、大学卒業後又は大学院課程修了後に心理職として入職した者について、2年程度の勤務で一定程度必要な知識及び技能が身につけられるため。

##### 「5年」とする主な理由

3分野の施設における業務を経験する必要があることを前提とし、1施設において業務に従事しながら、それとは別に講習等を週1回程度受講する必要があるため。

- 一方で、具体的な期間を議論する前に、法第7条第1号と同等以上となるためにはどのようなことが必要なのかを考えるべきという意見もあった。
- また、年数に加え、業務に従事する時間数の下限も設けるべきとの意見があった。

## 3-2 実務を経験する期間について②

#### (検討に当たってのたたき台)

- 最終的には「実務を経験する期間を●年」と定めることが想定される一方で、法第7条第1号の者と同等以上の知識と技能を持つようにするためには、下記の点に留意する必要があるのではないかと。
  - ・ 法第7条第1号の者と同等以上の知識を有しているといえるか
  - ・ 法第7条第1号の者と同等以上の技能を有しているといえるか
  - ・ 上記について、何を以てそのように考えられるか
- 年数の目安を整理するに当たっては、大学院における各施設での実習の単位数や時間数を考慮する必要があるのではないかと。
- 年数に加えて時間数を規定する場合には、下記の観点を踏まえた検討が必要ではないかと。
  - ・ 事務手続き上、第7条第2号に該当するかどうかについては、他の資格の例を参考にしつつ、実務経験証明書(仮称)等所定の書類提出を求めることになると考えられる。
  - ・ 時間の換算方法について、別途定める必要がある。

## 3-2 実務を経験する期間について③

### (2) 期間の換算方法についてどのように規定するか。

#### (他資格等における考え方等)

- いわゆる「常勤」の勤務時間は、決まった時間数が定められているものではない。なお、診療報酬や精神保健指定医では、常勤医師とは、週4日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週32時間以上であるとしている。
- 例えば精神保健福祉士では、実務を経験する期間の要件として、雇用形態にかかわらず、年間を通じた勤務時間の概ね5割以上、精神保健福祉士としての業に従事することとしている。(参考資料6参照)

#### (検討に当たってのたたき台)

- 常態として勤務する週当たりの日数及び所定労働時間数の目安を定め、それに基づいて換算することとしてはどうか。
- 妊娠、出産、育児、傷病等の理由、研究、留学等の多様なキャリア形成のため、又はその他正当な理由により、休止又は中止した場合の取扱いについてどのようにするか。

## 4. いわゆる現任者の範囲について

#### (いわゆる現任者とは)

- 公認心理師法附則第2条第2項の2に定める者を現任者という。

(参考)公認心理師法附則第2条第2項(抄)

二 文部科学省令・厚生労働省令で定める施設において、第二条第一号から第三号までに掲げる行為を五年以上業として行った者

#### (検討に当たってのたたき台)

- 「省令で定める施設」は概ね実習や実務経験を実施する施設とすることとしてはどうか。(但し、その指導体制は問わないこととする。)
- 法第2条第1号から第3号に定める行為を業として行っていた期間について、どのような方法で1年(若しくは1週)と換算すればよいか。
- 受験資格の特例の申請に当たっては、当該行為を業として行っていた施設の長等による署名を有する実務経験証明書の提出を求めることとしてはどうか。
- 上記の場合、以下のような者の取扱いについてどのように考えるか。
  - ・ 当該行為を業として行わなくなってから一定以上の期間が経過している者
  - ・ 個人で業を行っており、第三者により当該行為を業として行っていたことの証明が困難である場合
  - ・ 大学教員等

## 5-1 国家試験の出題範囲について①

### (1) 出題範囲として試験科目を定めることについてどのように考えるか。

#### (現状)

- 他の資格における試験の出題範囲については、科目を明確に定めているものと、科目は定めずに当該資格を有するために必要な知識及び技能全体を出題範囲として定めているものがある。(参考資料7)  
※なお、科目を定めていない医師等については、ブループリント(出題基準の各項目の出題割合を示したもの)に基づき出題することになる。
- 公認心理師法においては、第5条に「試験は、公認心理師として必要な知識及び技能について行う。」とのみ定められており、科目を明確にすることまでは求められていない。一方、同法附則において、いわゆる現任者については「科目の一部を免除することができる」とされており、一部免除をする場合は、あらかじめ科目を定めることが必要であると考えられる。(但し、免除は必ずしも求められていない。)
- 精神保健福祉士及び社会福祉士の試験科目のうち、共通する科目(11科目)については、いずれか一方の資格を有している場合に免除することができる。

## 5-1 国家試験の出題範囲について②

#### (検討に当たってのたたき台)

- 国家試験は公認心理師に求められる知識と技能を持っているかどうかを確認するものであることから、出題範囲は、到達目標を基本に考えることとしてはどうか。
- 免除することができる科目とは、どのような科目であるか。
- 試験科目を定めるか否かに関わらず、出題基準を作成する必要があるのはいか。

(1) 試験の出題方法についてどのように考えるか。

(現状と課題)

- 参考資料7にあるように、医療関係や福祉関係の国家資格の試験については、論述式の筆記試験や実技試験は課しておらず、マークシート式の筆記試験のみでの実施である。  
(※)現行の国家試験で論文式試験や実技試験が課せられているものとして、司法試験や一級建築士の試験がある。
- 論述試験や実技試験では、評価基準の作成が困難であることや、採点者による点数のばらつきの可能性があること等、合否決定に当たって客観性を担保できるかどうか課題となる。

(検討に当たってのたたき台)

- 公認心理師試験においては、技能については養成課程で身につけることとし、実技試験を実施しないこととしてはどうか。その場合、技能についての質を担保する観点から、養成課程(大学及び大学院)における実習科目における規定をどのように考えるか。
- 出題方法はマークシート式の筆記試験(五肢択一等)としてはどうか。

(2) 試験の分量及び実施時間についてどのように考えるか。

(検討事項)

- 問題数は何問程度とするか。
- 試験時間は何分程度とするか。
- 試験日程は何日間とするか。
- 試験内容について、実地問題(ケース問題)のようなものを含めるか。含めるならば全体の何割程度とするか。

(他資格の例)

- 他資格における状況については、参考資料7のとおりである。例えば医師の場合は500問920分(3日間)、精神保健福祉士の場合は163問275分(1日)となっている。

(検討に当たってのたたき台)

- 検討事項については下記のとおり整理してはどうか。
  - ・ 公認心理師試験の問題数は●～●問程度とする。
  - ・ 試験時間は●分程度とし、試験日程は1日とする。
  - ・ 問題には実地問題(ケース問題)も含めるものとし、その割合をどのように考えるか。

(1) 国家試験の合格基準についてどのように考えるか。

(他資格の状況等)

- 他資格における合格基準については、参考資料7のとおりであり、合格基準の考え方として、大まかには以下のようなものがある。
  - ① 科目を問わず全体の正答率で合否を判断する
  - ② 科目毎に基準となる正答率をそれぞれ設定し、それに基づいて合否を判断する
  - ③ 問題の性質(必修問題等)に応じて、基準となる正答率をそれぞれ設定し、それに基づいて合否を判断する
  - ④ 上記の正答率に加え、無得点科目がないことや禁忌肢の選択が一定数以下であること等を合格基準の一つとする

(検討に当たってのたたき台)

- 合格基準についての基本的な考え方をどのように整理するか。
- 合格の基準とする正答率を何割程度に設定するか。また、問題をグループ化してそれぞれに対して正答率を設定するかどうか。
- 問題数に対する正答率以外の合格基準を定めるかどうか。
- 併せて、公認心理師の養成者数や養成のあり方についてどのように考えるか。

13

## 6. その他

今後、以下の事項についても検討する必要がある。

○ 経過措置に係る以下の事項

- ① 法律の施行日前に大学院の課程を修了した者における、公認心理師となるために必要な科目
  - ② 施行日前に大学院に入学した者における、必要な科目
  - ③ 施行日前に大学に入学した者における、必要な科目
- なお、施行日前に大学に入学した者における、大学院で修める科目並びに卒業後実務経験の施設及び期間については第7条第1号及び第2号に基づく。

○ いわゆる現任者に係る以下の事項

- ① 実施する講習会の内容及び時間数
- ② 試験において一部免除する科目

## (参考)公認心理師法附則第二条

### (参考)公認心理師法附則第二条

次の各号のいずれかに該当する者は、第七条の規定にかかわらず、試験を受けることができる。

一 この法律の施行の日(以下この項及び附則第六条において「施行日」という。)前に学校教育法に基づく大学院の課程を修了した者であつて、当該大学院において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを修めたもの

二 施行日前に学校教育法に基づく大学院に入学した者であつて、施行日以後に心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを修めて当該大学院の課程を修了したもの

三 施行日前に学校教育法に基づく大学に入学し、かつ、心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして文部科学省令・厚生労働省令で定める者であつて、施行日以後に同法に基づく大学院において第七条第一号の文部科学省令・厚生労働省令で定める科目を修めてその課程を修了したもの

四 施行日前に学校教育法に基づく大学に入学し、かつ、心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして文部科学省令・厚生労働省令で定める者であつて、第七条第二号の文部科学省令・厚生労働省令で定める施設において同号の文部科学省令・厚生労働省令で定める期間以上第二条第一号から第三号までに掲げる行為の業務に従事したもの